

特別養護老人ホーム ふたみ苑 ご利用料金表（全室個室）

令和3年4月1日現在

◎ 基本ご利用料金

	基本 ①	居住費 ②	食費 ③	1日あたり ①+②+③	1日あたり ①+②+③	1日あたり ①+②+③	1日あたり ①+②+③	1日あたり ①×2+②+③	1日あたり ①×3+②+③
				30日あたり	30日あたり	30日あたり	30日あたり	30日あたり	30日あたり
				第1段階	第2段階	第3段階	第4段階	2割負担	3割負担
要介護1	652円	第1段階	820円 300円	1,772円	1,862円	2,612円	4,350円	5,010円	5,662円
				53,160円	55,860円	78,360円	130,500円	150,300円	169,860円
要介護2	720円	第2段階	820円 390円	1,840円	1,930円	2,680円	4,426円	5,146円	5,866円
				55,200円	57,900円	80,400円	132,780円	154,380円	175,980円
要介護3	793円	第3段階	1,310円 650円	1,913円	2,003円	2,753円	4,499円	5,292円	6,085円
				57,390円	60,090円	82,590円	134,970円	158,760円	182,550円
要介護4	862円	第4段階	2,006円 1,700円	1,982円	2,072円	2,822円	4,568円	5,430円	6,292円
				59,460円	62,160円	84,660円	137,040円	162,900円	188,760円
要介護5	929円	第4段階	2,006円 1,700円	2,049円	2,139円	2,889円	4,635円	5,564円	6,493円
				61,470円	64,170円	86,670円	139,050円	166,920円	194,790円

※ 食費・居住費のご利用者負担については、以下の基準で減額の制度があります

区分（段階）	対象者
第1段階	生活保護を受給されている方 世帯全員が住民税非課税で老齢福祉年金を受給されている方
第2段階	世帯全員が住民税非課税で課税年金収入額と合計所得年金額と非課税年金収入額（遺族年金・障害年金）の合計が80万円以下の方
第3段階	世帯全員が住民税非課税で第2段階に該当しない方
第4段階	上記対象条件以外の方

※ 次のいずれかに該当する場合は、軽減を受けられません。詳しくは、お住いの市役所・役場へお問い合わせください

1. 住民票上の世帯が異なる（世帯分離している）場合であっても、配偶者が市民税課税されている場合
2. 預貯金などが単身で1,000万円、夫婦で2,000万円を超える場合

◎ 入院・外泊期間中の居住費について

入院・外泊期間中も居住費が原則的に発生いたします。（1日あたり 2,006円）

但し「介護保険負担限度額認定証」をお持ちのご利用者様は入院・外泊開始日と終了日を除く6日間、月をまたがる12日間を限度として認定証の記載金額となります。

◎ 社会福祉法人等利用者負担額軽減について

市民税非課税世帯等、生計が困難な方の負担を軽減するため、介護サービスを提供する社会福祉法人等による軽減制度があります。

『社会福祉法人等利用者負担軽減確認証』をお持ちの方は、証記載の割合を軽減いたします。

◎ 加算項目及びご利用者負担額（1日あたり）

項 目	概 要（条件）	1割負担	2割負担	3割負担	
初期加算	入居日から30日間、又は30日を超える入院後再入所した場合30日間加算する。	30円	60円	90円	
栄養マネジメント強化加算	入所者ごとの栄養状態等の情報を厚生労働省に提出し継続的な栄養管理の実施に当たって、当該情報その他継続的な栄養管理の有効な実施のために必要な情報を活用する。	11円	22円	33円	
褥瘡マネジメント加算（Ⅰ）	褥瘡発生を予防するための定期的な評価の実施 リスクがあるとされた利用者に対する褥瘡管理計画の作成、実施する。	3円/（月）	6円/（月）	9円/（月）	
褥瘡マネジメント加算（Ⅱ）	褥瘡マネジメント加算（Ⅰ）の算定要件を満たしており、施設入所時の評価の結果、褥瘡が発生するリスクがあるとされた入所者等について褥瘡の発生がない場合算定する。	13円（月）	26円（月）	39円（月）	
看護体制加算（Ⅰ）	常勤の看護師を1人以上配置する。	4円	8円	12円	
看護体制加算（Ⅱ）	①看護職員を入居者25人又は床数を増すごとに1人以上配置 ②最低基準を1人以上、上回って看護職員を配置 ③当該施設看護職員により、24時間の連絡体制を確保している 以上全ての要件に該当している場合加算する。	8円	16円	24円	
夜勤職員配置加算（Ⅱ）	夜勤職員を基準より1人以上、上回って配置する。	18円	36円	54円	
療養食加算	糖尿病食・腎臓病食など療養食を提供する。欠食の場合は算定しない。	6円/回	12円/回	18円/回	
日常生活継続支援加算（Ⅱ）	新規入居者の70%以上が要介護4以上 介護福祉士を入居者6人に対して1人以上の割合で配置する。	46円	92円	138円	
若年性認知症入所者受入加算	65歳未満の認知症の方を受け入れた場合加算	120円	240円	360円	
入院・外泊時の費用	病院等への入院、自宅へ外泊した場合、 月6日を限度として、基本料金に代えて算定する。	246円	492円	738円	
経口維持加算（Ⅰ）	月1回以上、管理栄養士その他の職種の者が共同して、入所者の栄養管理をするための食事の観察及び会議を行う。	400円（月）	800円（月）	1,200円（月）	
経口維持加算（Ⅱ）	食事の観察及び会議等の実施に当たっては、医師、歯科医師、 歯科栄養士、言語聴覚士のいずれか1名以上が加わる。	100円（月）	200円（月）	300円（月）	
排せつ支援加算（Ⅰ）	多職種協働による支援計画の作成と支援を実施する。	10円（月）	20円（月）	30円（月）	
排せつ支援加算（Ⅱ）	排せつ支援加算（Ⅰ）の算定要件を満たし、適切な対応を行い、 要介護状態がよくなった場合算定する。	15円（月）	30円（月）	45円（月）	
排せつ支援加算（Ⅲ）	排せつ支援加算（Ⅰ）の算定要件を満たし、適切な対応を行い、 要介護状態がよくなった場合算定する。	20円（月）	40円（月）	60円（月）	
科学的介護推進体制加算（Ⅰ）	入所者・利用者ごとの、ADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の入所者の心身の状況等に係る基本的な情報を厚生労働省に提出する。	40円（月）	80円（月）	120円（月）	
科学的介護推進体制加算（Ⅱ）	科学的介護推進体制加算（Ⅰ）に加えて疾病の状況や服薬情報等の情報を厚生労働省に提出する。	50円（月）	100円（月）	150円（月）	
看取り介護加算	看取り介護計画に従い 介護を行った場合	死亡日以前31日～45日	72円	144円	216円
		死亡日以前4日～30日	144円	288円	432円
		死亡日の前日・前々日	680円	1,360円	2,040円
		死亡日	1,280円	2,560円	3,840円
介護職員処遇改善加算Ⅰ	（基本料金＋加算料金） （A） × 8.3%		A × 2 × 8.3%	A × 3 × 8.3%	
介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ	（基本料金＋加算料金） （A） × 2.7%		A × 2 × 2.7%	A × 3 × 2.7%	

\* その他の取り扱いについては介護保険給付の扱いに応じた金額となります。

◎ 介護保険対象外のご利用者負担額（1日あたり）

※ ご希望の方のみ

項 目	内 容	
日用品セット	歯ブラシ、歯磨き粉、スポンジブラシ、舌ブラシ、入れ歯洗浄剤、ティッシュ、ハンドソープ、化粧水、乳液、ベビーオイル、入浴剤、カミソリ、シェービングフォーム	190円
飲み物セット	コーヒー、紅茶、緑茶、ジュース、ミルクココアなど	100円/回
理美容代	訪問理美容サービスを希望される方	実費

\* 医療費（薬代含む）・趣味的活動に係る費用等は実費となります。